

早稲田大学高等学院米式蹴球部OB会規約

1. 目的

早稲田大学高等学院米式蹴球部OB会（以下、OB会という）は、会員相互の親睦をはかるとともに、早稲田大学高等学院米式蹴球部（以下、部という）の強化に向けた全面的な支援を目的とする。

2. 会員

部の卒業生及び部の在籍経験者（以下、OBという）、並びに本会の主旨、目的に賛同する者をもって、会員とする。

3. 役員

会長	1名	
副会長	若干名	
理事	若干名	
監査	1名	をおく。

理事は、会員の推薦により選出され、総会の承認をもって決定する。

会長は、理事会の協議により選出され、総会で決定する。

いずれも任期は2年とし、再任を妨げない。

4. 名誉会長及び顧問

OB会は、名誉会長、顧問をおくことが出来る。

5. 会計

会計は、副会長、又は理事の中から選出し、理事会で決定する。

OB会の運営に関する費用は、会費、その他の収入をもって、これにあてる。

事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わるものとする。

OB会の収支決算は、監査を経て通常総会に報告し、その承認を受ける。

6. 会費

年会費	学生（大学生、大学院生）	2,000円以上
	社会人	5,000円以上

7. 会議

総会は、1年に1回開催する。

理事会が必要と認めたとき、又は、会員の1/3以上の請求があった場合は、臨時総会を開催する。

会員は1個の議決権を有する。

議決は、出席会員の過半数の同意により決定し、可否同数の場合は会長がこれを決定する。

8. 理事会

理事会は、OB会の運営、活動の為に、会長が必要に応じて開催し、この規約に定めのない事項等は理事会がこれを決めることが出来る。

議決は、出席役員の過半数の同意により決定し、可否同数の場合は、会長がこれを決める。

9. 付則

この規約は、2001年10月1日より実施し、規約の改廃は総会の議決による。